

中小企業の健全性支援マガジン（毎月1日発行）

BUSINESS ONE POINT

# TFG ニュースレター

2015.6 No.286

健全性支援実績No1を目指す！

T&FG group

**TFG** 税理士法人  
株式会社 東亜経営総研

**TFG** 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-4-4-8F  
TEL(06)6538-0872 (編集担当 岸本)  
e-mail info@tfg.gr.jp

## 今月のコンテンツ

### [ 経営のお役立ち情報 ]

- ・ 民法改正のポイントについて
  - ・ 電子書籍・音楽・広告の配信等の消費税について
  - ・ 結婚子育て資金の非課税創設について
- § 事業化交流マッチング開催のご案内

### [ 今月のトピックス ]

- ・ 経営指標解説コーナー
- ・ 税務相談Q&A情報コーナー
- ・ 中小企業庁情報コーナー
- ・ 今月お役立ちホームページ

## 民法改正のポイントについて

### 中小企業・個人・消費者に関する項目

政府は平成27年3月31日、民法（債権分野）改正法案を閣議決定しました。今回の大改正は、「社会・経済の変化への対応」「国民への分かりやすさ」を目指し、日常生活のさまざまな場面で登場する契約ルールが現代版に更新されました。消費者トラブルの回避につながる項目や中小企業保護の強化も盛り込まれ、“国民に優しい民法”に生まれ変わることになりそうです。民法は契約や家族関係に関するルールなどを規定していますが、今回変わるのは前半の主に契約に関する部分で、一般に「債権法」（債権関係規定）と呼ばれる部分になります。今回は、中小企業・消費者に関する項目について確認したいと思います。

#### 法定利率の引き下げと変動制の導入

低金利が続く市場の実態に合わせ、損害賠償の算定に利用される法定利率も変更されます。法定利率とは、「金銭消費貸借契約」で金利を定めない場合や支払いが遅れた場合に支払う遅延損害金などに適用される金利のことであり、現在の民法では年5%の固定とされていましたが、低金利を反映して、3%に引き下げるとして、その後3年ごとに1%刻みで見直す変動制に改正されます。法定利率は交通事故被害者の逸失利益算定にも使われるため、交通死亡事故で遺族が受け取る保険金が増えますが、それにともない自動車保険などの保険料は上がることになりそうです。

#### 個人保証を原則禁止

中小企業が融資を受ける際に求められる連帯保証ですが、個人保証は原則禁止とされます。ただし「貸し渋りを招く」などとする経済団体の意見を取り入れ、経営者、株主、事業に従事する配偶者はこれまで通り保証人になれる例外も認められました。また、契約前に債務を履行する意思を表示した公正証書を作成すれば保証

人になることができるようにされました。

#### 賃貸契約の敷金ルールの明確化

アパートの賃貸契約が終了した際に借り主に戻ってくる「敷金」については、これまで民法上の規定がありませんでした。故に、部屋の原状回復費が敷金から引かれ、敷金が返ってこない等、退去時にトラブルになることがありました。今回の改正で、敷金を「家賃などの担保」と定義され、借り主が部屋を引き渡したとき、敷金を返還する義務が家主に発生することも規定されました。また、借主は通常使用による経年劣化を修理しなくてもよいことも、明記されました。

#### 消滅時効の統一

債権の消滅時効につきましても、飲食代は1年、弁護士費用は2年、病院の診療費は3年など職種別に定められている1~3年と職業別に短期消滅時効が定められていましたが、債権者が権利を行使することができることを知った日から5年間行使しないとき、又は、権利を行使することができる時から10年間行使しないときは、時効によって消滅することとされました。

#### 約款について

実は、現行民法には約款に関する明確な規定がありませんでした。そのために、インターネット通販や携帯電話、各種保険の契約などで、消費者側が約款を読まずに契約して、企業側と訴訟などのトラブルになることが多くありました。改正では、約款について、「不特定多数の人を対象に画一的に行う取引の内容を示した文書全体」と定義され、あらかじめ約款に基づく契約と示していれば、消費者が内容を理解していなくても有効とみなされます。一方、消費者保護の観点から、約款の内容が「相手方の利益を一方向的に害する」場合は合意しなかったものとみなすと定められました。



### 経営指標解説コーナー

#### 財務レバレッジとは

財務レバレッジとは総資本を自己資本で割ったものをいいます。銀行借入や社債発行などを梃子（レバレッジ）として使い、自己資本に対して何倍の資産を作ったか、または事業規模を拡大したかを示す指標です。財務レバレッジは、負債をどのくらい有効活用しているかを示します。この比率が高くなると、負債過多となりリスクが増大するため注意を要します。なお、自己資本比率の逆数でもあります。



### 税務相談 Q&A 情報コーナー

#### 株主優待券 交際費になるって本当ですか

株主に対して株主優待割引券を交付し、その優待券の利用があった場合その値引いた金額は売上値引きとして会計処理します。しかし、値引き後の売上代金が、その商品、製品、サービスの原価より低い場合、その値引

金額は売上値引きではなく接待交際費として処理しなければならないことに注意して下さい。これは、株主優待券割引券の目的が株主も顧客の拡大及び収益の拡大の対象として考え接待供用である点と単に売上代金の一部を値引くという考え方の狭間であり、結果、原価を超えて売上代金を受領するか否かで判定されます。

## ・国境を越えた役務の提供に対する消費税課税の見直しについて

### 電子書籍・音楽・広告の配信等の消費税

現在、海外からのインターネット等を通じた電子書籍・音楽・広告の配信やクラウドサービス等の役務の提供には、その役務の提供が国内外にわたって行われるため、その役務の提供者の事務所等の所在地を判定基準として、「国外取引」＝「不課税」となっていました。一方、同一の役務の提供であっても、国内からの役務の提供には消費税が課税されています。そこで、内外の競争環境の公平性・中立性を確保する観点から、海外からのインターネット等を通じた役務の提供に消費税を課税することとされます。

この変更は、平成 27 年 10 月 1 日以後行われる取引から適用となります。

#### 内外判定基準の見直し

電子書籍・音楽・広告の配信等の電気通信回線を介して行われる役務の提供を「電気通信役務の提供」と位置付け、内外判定基準が役務の提供に係る事務所等の所在地から、役務の提供を受ける者の住所地等に見直されます。

#### 課税方式の見直し

電気通信利用役務の提供については、電気通信利用役務を「事業者向け」と「消費者向け」に区分します。役務の提供を受ける者が事業者であることが明らかなものが「事業者向け」とされます。

1. 事業者向けについては、役務の提供を受ける国内事業者が申告納税し、消費税は役務の提供者である「売り手」が預かって、税務署に申告納税する仕組み（リバースチャージ方式）です。しかし、このリバースチャージ方式は、役務の提供を受けた側である「買い手」が税務署に申告納税する仕組みです。例えば、国内事業者が、インターネット広告を毎月 100 円で国外事業者に依頼していた場合、今までは「不課税」でしたが、平成 27 年 10 月からは「課税」の対象となります。さらに、この場合リバースチャージ方式が採用される為、「国内事業者（買い手）」が消費税 8 円を税務署に申告納税することになるのです。そのため、国内事業者が対価の中から「消費税 8 円」を預かって、手取りだけ国外事業者に支払うこととなります。

2. 消費者向けについては、役務の提供を行う国外事業者が申告納税する仕組み（国外事業者申告納税方式）です。この取引は、当分の間、消費税を支払っているにもかかわらず仕入税額控除の対象外となってしま

います。ただし、下記の登録国外事業者に該当する者から役務の提供を受けた場合は、登録国外事業者の登録番号等が記載された請求書等の保存を要件として、仕入税額控除制度の適用が認められます。

#### 登録国外事業者制度

次に掲げる要件を満たす国外事業者（事業者免税点制度の適用を受けない者に限ります。）とされています。

- ・国内において行う電気通信利用役務の提供に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地が国内にあること又は消費税に関する税務代理人があること。
- ・国税の滞納がないこと、登録国外事業者の登録取消しから1年を経過していること。

この登録申請には、平成27年7月1日以後にできることとされており、納税地を所轄する税務署長を経由して国税庁長官に申請書を提出し、国税庁長官の登録を受けます。

## 結婚子育て資金の非課税創設について

### 節税の選択肢が拡大

今年の税制改正で「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」が創設されました。創設された背景には、若年層における将来の経済的不安（結婚、出産）が少子化につながっているため、そういった不安を解消させるために、親、祖父母からの子育て資金贈与については一定金額まで非課税にしようとする観点から創設されています。

#### 制度の内容

この制度は平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に20歳以上50歳未満の方が、その直系尊属から一括に受ける結婚・子育て資金の贈与のうち1,000万円までは一定の要件もとに贈与税を課さないこととするものです。ただし、そのうち結婚費用に関しては300万円が限度となります。

#### 結婚・子育て資金の範囲

1. 結婚に際して支出する婚礼（結婚披露を含む）に要する費用、住居に要する費用及び引越に要する費用のうち一定のもの。
2. 妊娠に要する費用（不妊治療、妊婦健診費用等含む）、出産に要する費用（分娩費等産後ケアに要する費用含む）、子の医療費及び子の保育料（ベビーシッター代を含む）のうち一定のもの。

#### 贈与の方法等

この制度は贈与を受けた金額を銀行、信託銀行などの金融機関に信託等し、結婚・子育て資金の支払いに限り払出し（払出し方法には2種類あり口座開設時等にいずれの方法にするかを選択することになっています。いずれにしても、その支払の事実を証する書類の提出が必要です。）ができるとする制度です。但し、受贈者が50歳に達したこと、口座残高がゼロになりかつその口座に係る契約を終了させる合意があった場合は、結婚・子育て

て資金に使われなかった残額については、その年度に贈与があったものとされ贈与税が課税されます。また、受贈者が死亡した場合は、当該残額について贈与税は課税されませんが、贈与者が死亡した場合は、当該残額が、当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算され相続税が課税されます。ただし、この残額に対応する相続税については2割加算の対象外となります。

2割加算とは、相続税を支払う人が一親等の血族及び配偶者以外である場合(孫等)には、各人の算出相続税額にその20%相当額を加算する制度のことであります。

### 申告の方法

この制度を受けるためには、受贈者は金融機関等を経由して、信託や預入等をする日までに、非課税申告書を受贈者の納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

### 留意点

1. この制度の留意すべき点は、もともと直系尊属がその都度、個別に負担する「結婚・子育て資金」に該当する支出は、原則として贈与税の対象にならないということです。今回の改正は、資金を一括で贈与する場合に、本来なら全額、贈与税の対象となるのですが、1,000万までは贈与税の対象外(非課税)にしようとする制度です。
2. よく似た制度の教育資金の一括贈与の場合は、教育資金に充当されていない残額がある状態で、贈与者が死亡した場合は、生前贈与加算の対象とならないため、相続税の課税の対象になりませんが、今回の結婚子育て資金の一括贈与の場合は残額が、みなし相続財産として相続税の課税の対象となります。節税の選択肢は増えましたが、よく似た制度でも取扱いが違いますので、ご活用の前には、ご注意が必要です。



## 中小企業庁情報コーナー

### 2015年中小企業白書のポイントについて

第1部では、最近の中小企業・小規模事業者の動向についての分析に加え、より中長期的な観点から、中小企業・小規模事業者が直面する経済・社会構造の変化(企業の収益構造の変化等)について分析されています。第1部の分析結果を踏まえた上で、第2部では、中小企業・小規模事業者が収益力を向上させる上で課題となる、「イノベーション・販路開拓」「人材の確保・育成」を取り上げています。人材については、中小企業・小規模事業者においても、研究開発、営業、IT等の分野の専門人材が不足していることを明らかにするとともに、地域ぐるみでそうした人材の確保・育成に取り組んでいる事例の紹介などを行っています。第3部では、中小企業・小規模事業者が根ざす「地域」についても取りあげています。具体的には、地域資源の活用や地域社会の課題の解決を通じた地域活性化の取組について、豊富な事例で紹介しています。



## 今月のブックマーク

当コーナーでは企業経営や業務管理に役立つ実践的でオススメのホームページをご紹介します。  
 起業 ABC をご存じでしょうか。同サイトには、市場データをもとに様々なビジネステーマや各マーケットの最新動向等がレポートされています。納豆市場やボールペン市場等のニッチなマーケット情報も掲載されており、見ているだけでも楽しめます。是非、一度ご自身の業界情報が掲載されているかご確認くださいませ。

「起業 ABC」(J-Net21 内に掲載)

<http://j-net21.smri.go.jp/establish/abc/en>

## 「成長産業より高付加価値商材に挑戦！」

～ 「事業化交流マッチング」を開催予定 ～  
 (グループ別マッチング)

成長産業は医療・介護・福祉・健康&エネルギーと言われています。日本の技術力は金属金型、プレス/機械加工、表面/熱処理等の優れた技術が支えているのが実態です。各テーマに応じた中小企業の特徴(技術、支援サービス等の希少性など)をマッチングさせ、グループで事業化を推進する交流会です。  
 (コア企業は未定です。)

日時：平成27年7月下旬(予定)

場所：大阪産業創造館 12F 会議室

主催：大阪府異業種交流促進協議会

**TFG**共栄会は、大阪府異業種交流促進協議会の会員団体です。

以上、詳しくは**TFG**共栄会事務局 新井、岸本 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

**TFG**では経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡、ご相談下さいませ！

—— 起業・革新・ベンチャー支援 ... **T&FG** group

**TFG**

**TFG** 税理士法人  
 株式会社 東亜経営総研

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号  
 野村不動産四ツ橋ビル8F  
 (06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896  
 [URL] [www.tfg.gr.jp](http://www.tfg.gr.jp) [E-mail] [info@tfg.gr.jp](mailto:info@tfg.gr.jp)

**TFG** ニュース編集担当 岸本 圭祐